

三原市公衆無線 LAN 整備事業仕様書

1 事業名称

三原市公衆無線 LAN 整備事業

2 履行場所

三原市港町三丁目 5 番 1 号 三原市役所及び三原市が指定する場所

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 31 日まで

※1 運用開始日は利用環境が整備され次第、順次稼働を行う。

4 目的

本件は、公衆無線 LAN 環境を整備することによって、三原市が現在抱える次の課題を解決することを目的としている。

- (1) 放課後児童クラブにおいて、ギガスクール構想で貸与した端末が利用できない。
- (2) 会議、イベント等で、オンラインツールを活用できる場所が少ない。
- (3) 避難所に無線 LAN 環境がなく、避難者が情報取得できない可能性がある。

5 委託業務内容

主な業務内容は以下のとおりとする。

- (1) 指定する 68 施設へのアクセスポイントの設置（機器調達・配線整備含む）
※詳細は別紙「公衆無線 LAN 整備対象施設一覧」を参照
- (2) AP 利用に関するシステムセットアップ
- (3) 管理者向け操作説明の実施
- (4) 運用業務に必要なマニュアルの提供
- (5) 施設利用者に向けた利用（接続）手順書の提供
- (6) 運用支援，機器保守の実施

6 公衆無線 LAN システム要件

(1) 基本仕様

・本件にて構築する公衆無線 LAN 環境（以下、無線環境）の管理を行うサービスについては、クラウド利用とすること。三原市は各施設に設置するアクセスポイント及び付随する機器を除き、管理サーバー等、無線環境を管理するための機器を保有しない。

・無線環境の管理コンソール（サービス）は、日本語表示されていること。

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ WPA2 による暗号化が可能であること。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 同意認証, メール認証, SNS 認証, SMS 認証のいずれかの認証方式に対応していること。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者登録情報やアクセスログの収集・保管について, 利用者の同意を得る機能を有していること。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証画面における対応言語を提案書内に記載すること。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 無線 LAN ビジネス推進連絡会が策定した災害用統一 SSID「00000JAPAN」に対応すること。また, 「00000JAPAN」発動時における操作手順について, 提案書に記載すること。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設アクセスポイント設置場所と同室内にインターネット回線接続点が存在するものとして提案, 見積を行うこと。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設における, 接続先となるインターネット回線については原則三原市が提供する。ただし, 回線についても提案可能であれば, 提案すること。その際に回線に係る費用一式について, 参考として見積書を作成し提出すること。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置に当たり, 大規模な配線工事が見込まれる場合, 発注者, 受注者で協議するものとし, 生じる経費については, 本提案に含まない。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設へのアクセスポイント設置については, 壁面, 天井等, 利用者が容易に操作できない場所を想定しているが, 協議の上, 設置場所を決定する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 2.4GHz 帯及び 5 GHz 帯両方の周波数に対応していること。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ IEEE802.11a/b/g/n/ac 規格に対応していること。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ アクセスポイント 1 台あたり最大同時接続数: 50 台以上 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 有効伝送距離: 概ね半径 20m 以上。 |

(2) セキュリティ仕様

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ アクセスポイントに接続した端末間で通信が行えないこと。 <p>犯罪等に公衆無線 LAN サービスが悪用され、警察等から照会依頼があった場合, ログ情報の提供等, 支援を行うこと。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 24 時間 365 日サービス提供可能であること。ただし, メンテナンス等による計画停止は除く。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の操作ログ, アクセスログを 30 日間保持できること。また, 保持期間について, 提案書に記載すること。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用する機器, ソフトウェア等にセキュリティ脆弱性が発覚した場合には, 修正モジュールの適用等, 速やかに適切な処置を講じること。また, 最新ファームウェアがリリースされた際についても, 速やかに更新を行うこと |

(3) 構築要件

ア 役割

三原市公衆無線 LAN 整備事業実施体制と役割分担を提示すること。

イ 構築実績

プロジェクトマネージャ、構築担当者は本市と同規模以上の自治体において、公衆無線 LAN 環境構築の経験を有すること。

ウ 会議体

三原市公衆無線 LAN 整備事業を遅滞なく進行させるために、予定する進捗管理会議に参加すること。

エ 進捗管理

進捗管理会議において、三原市公衆無線 LAN 整備事業に関して、次に掲げる定量的な経過等を説明すること。

(ア) 構築スケジュール及び進捗状況

(イ) 課題管理表の調整状況

(ウ) テスト計画と結果

(エ) その他必要な情報

(4) 操作説明

三原市公衆無線 LAN 環境の管理者を対象にした次に掲げる教育・研修を実施すること。

ア 内容 三原市公衆無線 LAN 環境概要説明，操作方法及び利用者対応

イ 方法 本番又は本番と同等の状態を実施

ウ 回数 1 回以上

(5) 運用要件

ア 運用時間

三原市公衆無線 LAN 環境の稼働は、原則として 24 時間 365 日とする。

イ 運用支援

三原市公衆無線 LAN 環境の日常的な運用は、本市職員又は本市と委託契約を締結した者の職員で運用する。ただし、日常的な運用に係る問合せに対する窓口は、全て同じ窓口とし、各種問合せに応じること。

(6) 保守要件

ア 障害対応

(ア) 対応窓口

a 機器の故障，障害の発生に備えて，本市から連絡する障害対応の窓口

を設けることとし、その対応窓口は、運用支援と同じ窓口とする。

b 障害対応窓口の受付方法は、電話又は電子メールとする。

イ システム保守

三原市公衆無線 LAN 環境に影響を及ぼす障害等の事象を把握した際には、三原市に直ちに知らせること。

ウ 機器保守

故障、障害等により機器の交換、修理が必要となった際に、当該機器の交換機の納品を行うこと。

エ 三原市公衆無線 LAN 環境の変更管理

三原市公衆無線 LAN 環境において、機器構成又は修正等を加えた場合は、その内容について情報を提供すること。

オ 保守部品の確保

契約期間中はハードウェア保守用部品を迅速に供給できるよう、態勢を整備しておくこと。

カ 報告

保守作業実績報告書の内容及び本市への報告方法の詳細については、別途協議の上、決定することとする。

(8) 納入物及び検査

ア 納入物

(ア) 三原市公衆無線 LAN の稼働に必要なハードウェア、ソフトウェア等で、本市庁舎内に設置することとしたもの。

(イ) 三原市公衆無線 LAN 環境の構築、運用に関する電子データ。(Microsoft Office 形式+PDF 形式)

a 操作マニュアル

b 運用管理マニュアル

c 三原市公衆無線 LAN 設計書 (以下は例示)

(a) 基本設計書

(b) 運用設計書

(c) 機器等：セットアップ仕様書

(d) システムテスト仕様書及び結果報告書

(e) 総合テスト仕様書及び結果報告書

(f) ユーザテスト仕様書及び結果報告書

(g) 本番稼働後フォロー内容報告書

(h) 三原市公衆無線 LAN 全体構成図

(i) アクセスポイントヒートマップ (各施設)

- (j) ハードウェア, ソフトウェア構成図
- (k) ソフトウェア設定説明書
- (l) ネットワーク構成図, 工事完成図書

イ 検査方法

- (ア) 本市との共同レビューにより実施する。
- (イ) 不適合の場合は, 指摘事項を修正の上, 速やかに再納入すること。

ウ その他

納入物の瑕疵担保責任期間は, 検収後から1年間とする